

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

北海道議会議長 小畑保則 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全道議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全道職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、道警本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を北海道議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

青森県議会議長 三橋一三 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を青森県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

岩手県議会議長 五日市 王 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を岩手県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

宮城県議会議長 石川光次郎 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を宮城県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

秋田県議会議長 柴田正敏 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしけるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳情事項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。

2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を秋田県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

山形県議会議長 坂本貴美雄 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳情事項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい

い。

3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を山形県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

福島県議会議長 渡辺義信 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳情事項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。

3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を福島県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

茨城県議会議長 常井洋治 様

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております (⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳情事項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するため

に、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。

4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を茨城県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

栃木県議会議長 阿部寿一 様

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております (⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。

4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を栃木県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

群馬県議会議長 井田 泉 様

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております (⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題 (自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加) には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。

4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を群馬県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

埼玉県議会議長 梅澤佳一 様

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております (⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に

当たるよう要請して下さい。

5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を埼玉県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

千葉県議会議長 信田光保 様

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査

してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。

5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を千葉県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

東京都議会議長 三宅しげき 様

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続

的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全都議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全都職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警視総監に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。

5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を東京都議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

神奈川県議会議長 小島健一 様

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③

ストーリー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。

6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を神奈川県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

新潟県議会議長 佐藤 純 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してそ

の行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請し

て下さい。

7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を新潟県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

富山県議会議長 五十嵐 務 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行

なわれることから、連絡網を完備した（⑦ネットワーク性）、全国的組織網がなければできない犯罪であります（⑧組織性）。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました（⑨マニュアル性）。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること（⑩歴史性）も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております（⑪非常識性）。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。

7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を富山県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

石川県議会議長 向出 勉 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類

似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました（⑨マニュアル性）。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること（⑩歴史性）も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております（⑪非常識性）。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。

8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を石川県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

福井県議会議長 鈴木宏紀 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしぼしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10

の特徴すべてが非常識で貫かれております（⑩非常識性）。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を福井県議会で設けて下さい。

9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

山梨県議会議長 桜本広樹 様

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしぼしてつかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております (⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を山梨県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の

実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

長野県議会議長 宮本衡司 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしげしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しておりま

す。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を長野県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

い。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

岐阜県議会議長 佐藤武彦 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしげしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫

られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を岐阜県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

静岡県議会議長 宮沢正美 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしけるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増

加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を静岡県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

愛知県議会議長 坂田憲治 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため

以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を愛知県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

三重県議会議長 青木謙順 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を三重県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

滋賀県議会議長 富田博明 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 ^{いしばしてるかつ} 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を滋賀県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

京都府議会議長 菅谷寛志 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全府議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全府職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、府警本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を京都府議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

大阪府議会議長 鈴木 憲 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしけるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳情事項

1. 全府議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。

2. 全府職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、府警本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を大阪府議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

兵庫県議会議長 藤本百男 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしけるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳情事項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい

い。

3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を兵庫県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

奈良県議会議長 萩田義雄 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 ^{いしばしけるかつ}石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳情事項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。

3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を奈良県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

和歌山県議会議長 森 礼子 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております (⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳情事項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するため

に、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。

4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を和歌山県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

鳥取県議会議長 内田博長 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております (⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。

4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を鳥取県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

島根県議会議長 田中八州男 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております (⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に

当たるよう要請して下さい。

5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を島根県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

岡山県議会議長 神宝謙一 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査

してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。

5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を岡山県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

広島県議会議長 中本隆志 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当た

るよう要請して下さい。

6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を広島県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

山口県議会議長 柳居俊学 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③

ストーリー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。

6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を山口県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

徳島県議会議長 岩丸正史 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしやうとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してそ

の行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請し

て下さい。

7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を徳島県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

香川県議会議長 十河 直 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行

なわれることから、連絡網を完備した（⑦ネットワーク性）、全国的組織網がなければできない犯罪であります（⑧組織性）。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました（⑨マニュアル性）。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること（⑩歴史性）も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております（⑪非常識性）。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。

7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を香川県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

愛媛県議会議長 中畑保一 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類

似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました（⑨マニュアル性）。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること（⑩歴史性）も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております（⑪非常識性）。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。

8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を愛媛県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

高知県議会議長 森田英二 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしぼしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10

の特徴すべてが非常識で貫かれております（⑩非常識性）。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を高知県議会で設けて下さい。

9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

福岡県議会議長 秋田章二 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしぼしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当 NPO が調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります (⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した (⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります (⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております (⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を福岡県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の

実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

佐賀県議会議長 藤木卓一郎 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしげしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしよんとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しておりま

す。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を佐賀県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

い。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

長崎県議会議長 坂本智徳 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしげしてるかっ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫

られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題（自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加）には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を長崎県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

熊本県議会議長 小早川宗弘 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増

加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を熊本県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

大分県議会議長 御手洗吉生 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため

以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を大分県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

宮崎県議会議長 中野一則 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を宮崎県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

鹿児島県議会議長 田之上耕三 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を鹿児島県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。

「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書

2021年11月12日提出

沖縄県議会議長 赤嶺 昇 殿

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話03-5212-4611

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 いしばしてるかつ 石橋輝勝

陳情趣旨

特定個人に対する嫌がらせ行為は辛辣さを増して深刻なものとなっております。当NPOが調査してまいりました「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的・継続的に行なわれるようになっております。

ある特定個人に対し、相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせあります(⑥システム性)。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても、引っ越しても行なわれることから、連絡網を完備した(⑦ネットワーク性)、全国的組織網がなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれております(⑪非常識性)。このような11の特徴をもって行なわれているのが「嫌がらせ犯罪」であります。

当NPOでは2300名を越える当該被害者を確認しており、47都道府県に居住しております。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなることによる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってまいりました。そのため被害者に生じている問題は国民的問題と捉えるべきで、当該四大社会問題(自殺者の増加・精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもり者の増加)には国も地方も取り組んでいるのですから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国も地方も取り組むべきであります。そのため以下陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 全県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識して下さい。
2. 全県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう知事に要請して下さい。
3. 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するために、その一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組んで下さい。
4. 知事とともに、警察本部長に、「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して職務に当たるよう要請して下さい。
5. 知事とともに、国に、全国家公務員が「嫌がらせ犯罪」を認識して職務に当たるよう要請して下さい。
6. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう要請して下さい。
7. 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定して下さい。
8. 「嫌がらせ犯罪」の説明の場を沖縄県議会で設けて下さい。
9. 知事とともに、国に、「嫌がらせ犯罪」被害者への経済的支援と、実態調査の実施、また被害者が退避できる施設を都道府県ごとに設けるよう要請して下さい。